

身体的拘束等適正化のための指針

合同会社たいよう

○身体的拘束等適正化のための指針

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

○サービス提供にあたっての方針

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

○身体束縛適正化検討委員会の設置

身体束縛適正化については虐待防止委員会にて取り扱うものとし、報告された事例について、状況を分析し、結果を従業者に周知・徹底する。また適正化策を行った結果の検証を行い、再発防止や拘束等を行わない支援方法の検討につなげる。

○根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

○児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- (1) 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である

○身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施(高知市が実施する研修会等への参加、報告など)

○身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず身体的拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項) 本人又は他の利用者の生命又